

平成 28 年 第 13 回 教育委員会 定例会

平成 28 年第 13 回教育委員会が平成 28 年 11 月 18 日午前 9 時 30 分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成 28 年 11 月 18 日（金） 午前 9 時 30 分から
- 2 場 所 健康センター第 1 会議室
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 坂田 篤（教育長）
宮川 保之（教育長職務代理）
植松 紀子（委員）
稲田 瑞穂（委員）
粕谷 衛（委員）
- 5 出席説明者 石川 智裕（教育部長）
栗林 昭彦（指導課長）
粕谷 勝（教育総務課長）
佐藤 信明（教育総務課副参事）
山下 晃（生涯学習スポーツ課長）
伊藤 高博（図書館長）
小熊 克也（統括指導主事）
西山 智（指導主事）
福泉 宏介（指導主事）
原川 健一郎（指導主事）
- 6 書 記 小林 真吾（教育総務課庶務係長）
大津 雄平

平成 28 年第 13 回清瀬市教育委員会議事日程

平成 28 年 11 月 18 日
午 前 9 時 30 分

- | | | |
|-------|------------|-----------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 | |
| | 稲田委員 | |
| 日程第2 | 教育長報告 | |
| 日程第3 | 教育委員報告 | |
| 日程第4 | 報告事項1 | 第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン基本構想について |
| 日程第5 | 報告事項2 | 学校事務の共同実施について |
| 日程第6 | 報告事項3 | 平成29年度教育課程編成の基準「新規等概略」について |
| 日程第7 | 報告事項4 | 平成28年度月例いじめ報告（10月分）について |
| 日程第8 | 報告事項5 | 小学校特別支援教室の開設について |
| 日程第9 | 報告事項6 | 第8回石田波郷俳句大会について |
| 日程第10 | 報告事項7 | 平成29年成人記念式典について |
| 日程第11 | その他 | 今後の日程について |

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

教育長が開会を宣言し、議事に入る。

(坂田教育長)

それでは定刻になりましたので、第13回教育委員会定例会を開催いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名でございますが、稲田委員よろしく願いいたします。

日程第2、教育長報告ということで、私からご報告をさせていただきます。お手元に資料を配らせていただきました。目をお通しいただきながら、お話を聞いていただければと存じます。

家庭の教育力と学校教育についてと題しまして、去る10月30日日曜日に第8回石田波郷俳句大会が開催されました。投句数は小学校5,486句、中学校2,722句で合計8,208句となり過去最高でした。「黙っていてもよい施策は広がりを見せる」の言葉通りであります。

数々の珠玉の作品に出合い本市の子供たちの「資質・能力」がますます高まっていることを確信できました。小学生の部では大賞と教育長賞については他の自治体の子供がその栄に輝きましたが、市長賞は第十小学校の1年生の「てをつなぎ みんなででてくる おいもさん」が受賞しました。

また中学生の部では三賞とも市内の生徒が栄光を手にししました（大賞：第二中学校2年「逃げ水を 蹴散らすような 陸上部」、市長賞：清瀬中学校1年「雨蛙 翔べないけれど 跳んでやる」、教育長賞：第二中学校2年「母と祖母 味それぞれの 麦茶かな」）。三賞のみならず特選、入選の作品はいずれも素人がコメントをすることが憚られるようなものばかりであります。

11月12日土曜日には第32回「私の体験主張発表会」が開催されました。私は閉会の辞の際、会場の子供たちに向かって「もしも世界中のたくさんの小さな村で、たくさんの小さな子供たちが、たくさんの小さな善いことをしたら世界は変わるだろう」というアフリカのことわざを紹介して彼らを激励しました。作文、ポスター、学習発表の各部門とも、大賞に選ばれた子供たちの学習成果は「世界を変えるほどの力」を持っていると実感したからであります。

毎月送られてくる学校だよりも子供たちの成長の様子が書かれています。第六小学校今月号の河口校長による巻頭言「表現力とは」には、子供たちの学習成果が引用されていました（河口校長は常に校舎を回り、掲示されている子供たちの作品を取り上げて評価することによって教師を激励しているとのこと）。一部を紹介します。

葉の一番長いのは4cmぴったり^㉒で、下のほうに白いもじゃもじゃがある^㉓。たぶん「根」だと思う^㉔。葉は触った感じはちょっと硬くて^㉕、形は四葉のクローバーみたい^㉖。根に種がついていてかぱっとあいている^㉗。もっともっと大きくなりそうだ^㉘。

素晴らしい観察記録です。㉑では客観的な事実を把握し、㉒では視覚をフル活用して対象物を観ている。㉓では自らの予想を立て、㉔では触覚によって状況を説明している。㉕ではメタファー(比喩的表現)で表し、㉖ではオノマトペの手法を取り入れている。最後の㉗では自らの願いや期待を込めて締めくくっている。まさに諸感覚、豊かな感性、そしてこれまでの学びをフル活用して観察していることがわかります。

俳句で素晴らしい力を発揮している子供も、作文やポスターで豊かな表現を示してくれた子供も、また上記第六小学校の2年生のような素晴らしい観察力、表現力が身につけている子供も、本市で学んでいる子供たちなのであります。これらの作品や観察記録を仕上げる力を持つ子供はどのように育てているのか興味がわく。このような力を発揮できる子供たちを一人でも多く育てるためには、彼らの「育ち」や「学び」を分析し一般化していくことも一つの方法です。

私の現役時代にも同じような生徒がいました。成績はさほど優秀ではないが、国語の作文を書くときらめくような感性がほとぼしります。表現が独特でとっても豊かで、ものの見方が他の子供とちょっと違う。何に対しても一生懸命で、しかし決して「あざとい」わけではない。どうすればこのような子供に育つのだろうか、ある時母親に聞いたことがあります。

答えは明確でした。幼いころから「なぜ。どうして。」という子供の問いに丁寧に向き合ってきたとのこと。どんな「当たり前」のことであっても決して親から正解を与えない。面倒な質問に対しても「足蹴」にしない。一緒に考え、時にはヒントを出し、時には一緒に調べ、子供が導き出した答えに対しても「どうしてそう考えたのかな」と問いを返し、またともに考え、それを親子で「楽しみながら」やってきたといいます。

すごい親です。なかなかできることではありません。この生徒の「資質・能力」は紛れもなく家庭教育にあったのです。「三つ子の魂」ではないがやはり子供の育ちの基本は家庭にあります。しかし、それを言っただけは身もふたもありません。こんな家庭ばかりではないからです。

家庭を含めた子供の環境はなかなか変えられるものではありません。しかし学校教育には、それを乗り越えるだけの力があると信じています。私たちはこの母親から学び、

学校教育に生かしていかなければなりません。学ぶことは知らなかったものを知る、できなかったことができるという「わくわく」「ドキドキ」に満ちた営みのはずです。だからこそ子供が本来持っている「なぜだろう、どうしてだろう」の思いをもう一度引き出すことができる授業、それを解決していく教師の支援、これは学校教育の使命であって、誇りでもあります。このような使命・誇りを教師が再度思い出さなければなりません。そしてこの思いを具現化する授業改善の積み重ねに決して労を惜しんではいけません。このことこそが「資質・能力」というベースを育てなおすことにつながるはずであって、いつしか学力面でも開花してくれるはずであります。

同時に「家庭の教育力」の向上も必須であります。しかし直接保護者とのかかわりをもつことができない教育行政の立場では「打つ手が無い」との認識を持たざるを得ません。大変難しい課題ではありますが、第2次マスタープランでは「家庭の教育力向上への支援」が柱建てされており、今後具体的な実行計画の立案作業に入りますが、現時点では「草の根的」な働きかけしか解決策が見いだせていません。ぜひ委員各位の力と知恵をお貸しいただきたいと願っています。

私からは以上です。

日程第3、教育委員報告。粕谷委員をお願いします。

(粕谷委員)

11月11日に西東京市で行われました東京都市町村教育委員会連合会の研修会にお伺いさせていただきました。なぜちょっと言いたかったかということ、どこでもひまわりフェスティバルみたいなものを、清瀬でももちろんやっていますけども、そういったものが、今、清瀬では意外と他市町村から集客みたいなかたちで行っているかと思うんですけども、もう少し市内に還元できないものかなというふうに考えていました。学校と地域を結び付けるというものを、地域の資源を生かしてやるということもちょっと考えていただいて、そんなに難しいことをやっているわけではないという話なので、これって、将来的には、清瀬でも何か生かせるものがあるのではないかなというふうに思いました。具体的に何っていうのはちょっと難しいと思いますけども、はい、以上です。

(坂田教育長)

西東京市の幾つかの学校では、農園でやっているんですね。ひまわりの。掘削されて、油を取ったりというようなこともやっていました。東京大学がバックアップしてくれてやっていると。ちょっと興味はあるような取り組みでした。迷路もありました。最も簡単にできるんじゃないかなと。終わると、全部、す

ぐにそこで使ってしまうそうなんですけど、清瀬では。それを1日2日ずらせば、期間限定で。できるのかなと。多分、スペース的には、清瀬のほうが広いと、これは、事務局も一緒に行きましたよね。いかがでした。感想。

(事務局)

なかなかそのテーマが地域との連携というテーマなものですから、ひまわりの事業に特化されたお話があったので、その地域と連携というところがどこまで深くお話を頂けるのかなという部分はあったんですけども、今、粕谷委員がおっしゃったように、学校と地域を結び付けるというものを、地域の資源を生かしてやるということが根底にあって、本市でも生かしていきたいなと思いました。

(坂田教育長)

ありがとうございます。東京大学の農場があるんです、あそこは。そこを使って、そのひまわりの学習も一緒に兼ねて、子供たちがやっていると。また何かあれば、見に行くことができるかと思います。次に稲田委員、お願いします。

(稲田委員)

11月12日の体験主張発表会、久しぶりに参加させていただき、参加というよりも、見に行きましたけども、本当に委員の皆さんは、大変だったと思います。私も事務局をやった手前、あの苦労は大変だったなど、今さらながら、思い出しています。私がやっていたころとちょっと変わって、標語がなくなっていて、すごくすっきりしたんじゃないかなという感じを受けました。本当に続けていくってことの大切さというのかな、それを感じましたし、表彰されている子供たちも、本当にいい顔で表彰されていたので、これからも続けていければなと思っております。

14日には、清瀬小学校を訪問しました。前の校長からの協働学習というんですか。まだ続けていらっしゃるといふ、先生方、若いんですけども、一生懸命やられて、その成果が少しずつ出てきているんじゃないかなと思いますし、これからも協働学習を続けていくようですので、結果が楽しみです。以上です。

(坂田教育長)

はい。清瀬小学校の協働学習について、専門である指導課、指導課長、どういふふうに評価されたでしょうか。

(栗林教育部参事)

昨年度までかけて、言語能力向上拠点校としてやっていった取り組みの、いわば、中心になる部分はその協働学習ということです。グループ等を作って話し合う、話し合っただけで学習していく幾つかのパターンを作って、それに当てはめて授業を進めていこうというようなものなのですが、今回、私も拝見させていただいて、協働学習という旗は掲げているものの、まだまだ浸透し切れていないという部分は、正直、感じられました。稲田委員がおっしゃったように、前校長が旗を振ってきたものが、その旗だけが残って、今、後がどうやって続いていくのかというところが、一つ、過渡期になっているのかなと思って、私たちとしては、ベクトルは間違っていないと思ってますので、支援をしていきたいというふうに思っています。

(坂田教育長)

ありがとうございます。研究指定の位置付けでしたよね。研究指定というのは、そこで研究をパイロット的にやってもらって、その成果を水平展開していくということがやはり肝になっていくと思うんだけど、これ、統括指導主事にちょっと聞きたいんですが、その水平展開ってということは、今後、どういうふうにお考えですか。

(小熊統括指導主事)

はい。水平展開の第1段階としては、昨年度も研究発表会がございましたが、言語能力向上拠点校、言語活動というのは、アクティブ・ラーニングにつながる場所なので、今後は、清明小学校の発表もありますし、来年度は、アクティブ・ラーニングにシフトしたシステムを構築して、水平展開を図ってまいりたいと考えています。以上です。

(坂田教育長)

ありがとうございました。のちほど、またこの清瀬小学校の取り組み等々について、ご質問があれば、受け付けたいと思います。じゃ、植松委員、お願いします。

(植松委員)

11月2日に清明小へ行ってまいりました。朝から行ったんですね。お昼を食いながら、校長先生から全体のお話を聞いたりして、結構盛りだくさんな1日だったんですけども、そのアクティブ・ラーニングとか、そういう研究を今、展開していらっしゃるということで見させていただいて、初め、授業によ

っては、1年生などはすごい楽しそうで、まだかわいらしくて、楽しそうにやっていたんですが、中学年、3年生、4年生ぐらいになってくると、やっぱり目的を持って授業を受けているという子供たちと、ボーッとしながら受けている子供たちと、少しずつ分かれてきているんだなということと、高学年になってくると、算数が分かれたりしてしまいましたよね。それで、よく分からなかったんです。何でこんな分かれて、同じような授業をやっている、そんなに優劣っているのかな、ないのに、どうして分かれているのかなってというのがあったりしたんです。少人数ということでやっているということが理解はできました。それで、あと、先生方も、校長、副校長もとても張り切ってらっしゃるんですよね。先生方、全体にまとまっているかなっていうふうに思いました。後のそれぞれの学年からの発表とかいうものがありましたけれども、でも、特にアクティブ・ラーニングに関して、「こんなふうにやっています」って、一つだけ、何でしたっけ。アクティブ・ラーニング的なものをやっていたのは、あれ、英語でしたかしら。英語で、グループで集まっているんですけども、練習してきたんだろうと思うんですが、騒がしい感じがするだけで、何か、まとまらないグループもあったりして、で、ちゃんとまとまっているグループもあったりして、先生、お一人、もう一人、補助の人が付いていましたよね。補助の人も付いていましたけれども、やる気のある子とやる気のない子は、やっぱり高学年になってきて、出てきているなって。

それから、授業で机に伏している子もいましたね。それは注意しないっていうのがとても不思議だったんですけどね。「君、起きな」とかって言わないんだとか思いながら見ていました。ただ、やっぱりあの学校は、まとまった学校ですよ。そんなにいろんな子供が入り込んでいないんだなって、落ち着いた学校なんだなっていうふうなことを感じたので、研究授業としては、多分、あれ、何年目なんですか。アクティブ・ラーニングをやるというふうに。

(栗林教育部参事)

2年目です。2月に発表がございます。

(植松委員)

じゃあ、それは聞きに行かなきゃいけないですね。これからもう少しちゃんとやらないと駄目なのかなっていうふうに感じがしましたがけれども、アクティブ・ラーニングって、つまりは、子供たちが主体になりながら、でも、主体に小学校はなり切れないので、やっぱり先生方がかなり介入して行って、でも、子供たちがちゃんと自分で考えて発表ができてっていうふうにしていかなければならないんですけども、そこまで成長してない子供たちもいるし、非常にお

ませな女の子たちはもうどんどん仕切っちゃっているんですね。で、高学年になればなるほど、あの年齢って女の子が仕切るんですね。で、そこを、男の子をどうやって持ち上げていくのかっていうのが教師の技量だろうなと思いつながら、ちょっと見させていただいたんですけど、2月の発表をちょっと行ってみたいというふうには考えています。はい。ということです。

(坂田教育長)

はい。ありがとうございます。今、清明小学校のアクティブ・ラーニングのことについて、非常に評価も頂きながらも、課題を指摘していただいたところだと思えるんですけども、例えば、この中学年で意欲に格差が出てくる。それに対して、なかなか教師の指導が追いついていない、そういう点が1点、少人数の習熟度別学習が本当に機能しているのかというようなところの問題提起が1点、もう一つは、やはりアクティブ・ラーニングそのものに対する実効性というのか、効果というのか、それがやっぱりなかなか見えてこないというところが3点目、これについて、指導課長、何かコメントがあれば。

(栗林教育部参事)

はい。ただいま評価いただきましたように、清明小学校は校長を中心に、一つ、方向性をはっきりしながら取り組みを進めているところです。まだまだ教員の力量には差がございますので、うまくいっている部分、いっていない部分、ございますが、学校全体が目指しているところは割と明確なのかなとは捉えています。先ほどお話がありました2月の発表では、そういった部分をご覧いただけたと思いますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

(植松委員)

はい。分かりました。

(坂田教育長)

はい。ありがとうございます。中学年で意欲ってところについては、これは小学校席の指導主事に聞いたほうがいいかもしれませんが、統括指導主事、いいですか。なかなか難しいところがあるんでしょうか、そこは。

(小熊統括指導主事)

はい。小学校は、やっぱり中学校よりも意欲が本来、高くなければいけないので、これはやっぱり授業改善をもっと進めていかなければならないですし、その一つがアクティブ・ラーニングになりますので、今、研究途上ではごさい

ますが、さまざまな課題を抱える中で、清水校長先生の指導の下で推進しております。

(坂田教育長)

はい。ありがとうございます。もう一点は、教育委員会訪問のスタイルを変えたんですね。これは本当に統括指導主事の尽力によるものだと思うんですけども、ちょっとそこも説明をしてください。

(小熊統括指導主事)

はい。今年度は過渡期ということで、実施できたのは、清明小学校、それから清瀬小学校だけでしたが、来年度からは、5校時は必ず研究授業に当てるという形を取らせていただきます。その代わり、これまで行ってきた各クラスの授業観察が、4時間目、または3時間目から行うということになりますので、来年度は全面実施です。そのことについては、ご考慮いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(坂田教育長)

大変ご苦労があったと思いますけれども、非常に素晴らしい教育委員会訪問の改善であるというふうに思っています。お疲れさまでした。では、宮川職務代理をお願いします。

(宮川教育長職務代理者)

はい。大きく2点ほど報告、それから少し感想も含めて。まず、石田波郷の俳句大会、本当に大賞を頂いた1年生の「手をつなぎ、みんなで出てくるおいもさん」、本当に子供の、本当に純粋なこの感性っていうのかな。いいなと思いましたし、また第二中学校のあの陸上部の子の作品もいいなと思いました。本当に明るい太陽の下で、何か、陸上っていうのは、1人でコツコツとっていうイメージがありますけど、でも、あの子たちには仲間がたくさんいて、お互いに励まし合い、そして競い合っていくという、人間本来必要な経験の場をちゃんと学校はつくっていつているんだなということを実感した、実感させられたような、実感させられるような感じの一句でしたですね。それは報告というか。

2点目は、今お話のあった学校訪問に関することと、また教育の日、普段着のままちょっとのぞいた中で実感したことをちょっと絡めてお話をしたいと思うんですけども、学校訪問を、今ご報告のあったように、午前中に授業を参観し、午後に研究協議会ですかね、授業研究をやるっていうこのスタイルは、かつて私も経験したやり方で、本当に教育委員会の事務局職員等と学校の課題解

決に協働していけるっていう一つのスタイルになるのかなと思って期待しています。実際、私もそういう場面にぜひにと思っています。

実際に、今回、学校を訪問する機会がございましたが、そこで感じたことを含めてですけれども、やはり先ほど植松委員からもお話がございましたような件を含めて考えますと、やはり校長のマネジメントっていう問題があるんだなということを感じています。これは、清明小っていうことじゃなくて、実際に自分が訪問した学校での状況からです。教育長のご報告にも、子供たちのそういう好奇心や探究心を引き出すような、そういう授業をどうやって作り出さかっていうこと、そのためには、教師の支援が必要だっていう、これはそのとおりだろうなと思っています。この教師を支援していく際に、やっぱり一つは、汗をわれわれがかかなくちゃならない部分と、それからやっぱり汗だけでは済まない部分があると思うんですね。

例えば、理科室などを拝見していますと、もう少し整理整頓、あるいは、活用しやすいような環境っていうふうに整備できないのかなって思ったりしています。これには、人と予算が必要ですよね。ですから、人については、どうするかっていうのは、限られた学校組織でやるわけですので、先生方に「それをやってください」っていうことは申し上げられないと思っています。もっと先生方のそういう仕事を減らして、本来の授業研究に力を入れる、そのために教育長がいつもおっしゃっている学校支援地域本部をどうやって具体化していくかっていうことが、やっぱり早急の課題だなと思っています。また、子供たちのそういう好奇心、探究心を育てていくためには、これも教育長が提案されている各種の「子供大学」を、やはりより具体的に展開していくことが必要かなと思っています。

それからこういった教員の負担を軽減しつつ、教員の持っているその力を十分発揮できるような教育環境に持っていくためには、例えばですけれども、その地域学校支援本部がもしなくても、保護者の方々にボランティアで、例えば、そういう理科室のいろんな理科備品の整理整頓などをお手伝いする中で、先生と保護者の方がコミュニケーションできるようなそういう場づくりっていうのもあり得るんじゃないかなと。実際、そういう学校もないわけじゃありませんので、できるところから始めていかないと、やれ、教育予算が足りないからできないんだという言い訳だけになってしまうかなと思っています。

こんなことをつらつらお話ししていくと、時間ばかり取ってしまいますので、あと2つだけ、ちょっと整理してお話ししますけれども、やはり一つ気になっているのは、いわゆる道徳の時間が、道徳科に変わって、そして授業が変わってきているのだろうか。道徳科が狙いとしているところにシフトし始めているのだろうかっていう目で見させていただいています、これについては、さら

に充実していく必要があるのかなっていうことを参観させていただいて感じているところです。

まさしく道徳科の授業においても、アクティブな道徳、どうするかっていうことがまだまだ議論されてないなっていうふうに思えてなりません。

それからこれは本当に稲田委員がおっしゃったこと、まさしくそのとおりだなと思って、私もちょっとそういう目で見えてなかったなということで学ばせていただきましたけど、ただそこで、ちょっとこれまで考えていたことを一つだけ申し上げれば、ここ7～8年、新しい学習指導要領になってから、関係学校でさまざまな研究をしてきているはずですよ。それを一度省察してみるっていうこと、振り返ってみることが必要なのかなと思います。と申し上げますのは、昨年度、一つの小学校の学力が高水準であったことから、教員の授業の様子を拝見しましたが、まさしく他の学校で研究として、また講師を呼んでお話があった中身としての、例えば、フロー理論っていう考え方ですね。子供たちがいかに学習活動の中でわずかな時間でも没入状態にあるような授業づくりができていますか。ああいう講演をお聞きになった皆さんが、本当にその講演の内容を無駄にしないようなことができていますのだろうか。また、そういった学校でのこれまでの研究の中で、例えば、言語活動について、3年間にわたって研究してきた。そこで得られた成果、これをさらに先ほど話題になりましたけど、何ですか。水平展開ですか。それだけじゃなくて、やっぱりその成果をどうやって共有して、継続していくかであったり、この辺りがやはり大事なところなんだろうなと思っています。

私も学校に勤めていたことはあるんですが、やはり月日がたつにつれて、新しい課題だ、これ、やらなくちゃってことで、今までの成果をちょっと忘れてしまいがちなところがある。そういうところを教育委員会として、ここ7～8年の間の取り組みをちょっと振り返って、次の指導要領の展開に反映させていくっていう段取りが今、必要なのかなって考えたところです。長くなりましたが、以上です。

(坂田教育長)

また、貴重な視点を頂きました。校長のマネジメントの問題、教師の多忙化解消のためにも、やはり学校支援本部という一つの機能をやはり活性化していく必要があるだろう。また、その機能がないにしろ、地域との協働というもの、今も進んでいますね、本市は。ですから、そういうところをうまく人材を活用しながら、まさに教員が教育活動に没頭できるような環境をつくっていく必要があるだろうと。それはやはりわれわれの責任ではないかなと思っています。道徳教育の充実のことについて、これはご指摘があったんですけども、この

教育課程関係ですから、統括、道徳教育の現状と今後の展開について、ご説明ください。

(小熊統括指導主事)

今年度の教育課程では、道徳の時間のその評価に関することはこれまでどおりでございますが、指導内容と内容本文については、道徳科として取り扱って推進をしてきたところでございます。ただ、宮川委員ご指摘のとおり、まだまだ途上でございます。現在では、道徳教育推進委員会で、そのところでモデル授業などをこしらえたり、第四小学校で道徳教育推進校を指定して、これは都の指定なんですけれども、そのところで、今後、水平展開しなければならぬと思っています。ただ、いずれにしても、本当に課題が今大きい中で、来年度の研修の体系についても検討させていただいてるところでございます。

(坂田教育長)

はい。ありがとうございます。もう一点、やはり新しい学習指導要領、これから展開される中で、これまでの研究、もしくは取り組みの整理を行っていくべきであろうというご指摘なんですけれども、私も全くの同感でございます。

それと、あとは、今まで当たり前と思っていたことを見直していかなければいけない時代になってきていて、例えば、今、統括が、教育委員会訪問の形を変えてくれました。これも、今までが当然だと思っていたことを変えたわけですね。エネルギーがどうしても必要なんですけどね。

例えば、私は今、水平展開というお話がありましたけど、研究発表会をやって、本当に水平展開になるのかとあって、いつも私は疑問に思っているんです。研究発表会っていう手段しか、水平展開の方法論はないのかと。私は決してそんなことはないと思う。だから、研究発表会がエクスキューズになってしまったら、私は終わりだなんていうふうに思っている。だから、やっぱりこれは、当たりに今までやってきたことをこれからもう一回疑問視して、もう一回見直してみるっていうことはどうしても必要な時代になると。実を取るということ。

もう一点、お話しすると、講師を呼びますよね、各学校が。校内研究のために。本当にあれ、成果になっているのかどうかというところを私はしっかりと検証すべきだと思っています。で、大学の、宮川先生がいらっしゃる前で失礼なんですけど、大学の先生をお呼びすることが本当にいいのかわかっていうお話ですね。実践レベルで、指導主事で十分な、私は、研究もあると思っています。だから、そこを、当たり前のように大学の先生、権威のある先生に来ていただいて、ご指導を受けて、講演してもらって。あのスタイルも、やは

りこれから先、見直していく必要があるのではないかななんて、宮川先生、すいません、前にして、失礼なお話をしちゃったかもしれませんが、私はそういうふう実感をしています。

(宮川教育長職務代理者)

失礼な話でも何でもなくて、ごく当たり前の指摘なのかなと思っています。

で、^{こうまい}高邁な説明をしたって、ただ右から左だと思うんですよね。それよりも、やはり教育長がおっしゃるように、その道に長けた人にやはりお話を頂いたりすることによって学びを深めるっていうのがいいと思うんですね。

ただ、昨年辺りも、何度か教育長とお話ししたと思うんですけども、やはり講師にお願いするときに、ただその研究の中身についてだけコメントしてもらったんだったら、いいんじゃないのと、どうでも。それ以上に、そのやっている研究が、この清瀬市だとか、あるいはその学校だとか、それからこの学校の中の組織的な課題、学校の課題にどう解決し得るのかっていう意味でのそのコメントを頂ける。だから、やはり講師の方には何度か学校においていただいて、先生方の努力の様子などを見ていただいて、そこに対してもコメントをもらうようにしていかないと、ただ少し来ていただくだけ、そういう、講師の方へのそういう仕組みっていうかな。それから高名な方を呼んだから、とてもいい研究会だのなんていうふうな、そういう、何ていうんですかね、教育長がおっしゃるようなことはもう排除していいんじゃないかなと思う。それからもう一点、これ、ちょっと教育長、皆さんにぜひ。私も学会員なんですけど。

(坂田教育長)

そうですね。実は、日本評価学会というのがございまして、ここが、実は、第五中学校の第三者評価に当たってくださっています、試行的に。第三者評価というのは、全く学校に関係ない人が学校の経営とか教育活動を評価する仕組みなんですけれども、行政のほうはありますよね。行政でもこういうような外部評価のようなかたち。それと同じような仕組みだと思っていただければいいんですが、実は、ここに関わっているのが石田先生という、東大の先生とか、広島大学の先生とか、そういうような方々が関わっていただいて、非常に分析的に子供たちを、「赤ちゃんのチカラプロジェクト」とか、それから農業体験活動や何かを学術的な視点から分析しているんです、成果を。

それで今度、これ、研究会があるんですが、広島なので、ちょっと行けないなと思っているんですけれども、実は今、宮川職務代理がおっしゃったこと、そのままなんです。何かというと、この第三者評価の石田先生とおっしゃる先

生がいらっしゃるんですが、東大の環境学の先生なんですね。教育の専門家ではない。もう今、学校運営連絡協議会の委員なんです。それで毎週のように学校に来てくださる。毎週来てくださって、先生方の様子を見て、学校の文化を肌身で感じながら、評価をしてくださる。だから、空を飛ぶような評価ではないんです。頭の上を飛ぶような評価ではなくて、本当に地に足が付いたような評価をしていただいている。私、これ、本当にこれから先のあるべき姿かなというふうに思っていますので、この取り組みは非常に大事にしていきたいなというふうに考えてます。

ちなみに、11月26、27日、広島大学のキャンパスで行うということですので、もしもいらっしゃる方がいれば、報告は受けたいと思いますので、校長からの報告を受けて、またこちらでも報告したいと思います。以上です。

(宮川教育長職務代理者)

ありがとうございます。

(坂田教育長)

ということでした。すいません。日程の1、2、3でだいぶ時間を取ってしまいましたが、よろしいでしょうか。日程の3まで。

日程の第4に入らせていただきます。報告事項1、第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン基本構想について、これは副参事からお願いいたします。

(佐藤教育総務課副参事)

はい。それでは、日程第4、報告事項1、第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン基本構想についてでございます。

まず初めに、スケジュールの修正についてご報告させていただきます。前回の定例会におきまして、今回の定例会では、議案としてご審議いただき、決を得る中で、12月の市議会で報告というスケジュールを説明させていただきましたが、これまで市議会に対しては、6月に各会派の代表が集まる代表者会議において、中間報告を行っている状況です。第2次マスタープランは、地域との協働に重点を置いていることなどから、市民の代表として選ばれている全ての委員に対して、最終案について議決を得る前に報告する必要があるという判断の下、教育委員会の議案としてご審議いただくのは、11月30日の市議会の報告後の次回12月15日の定例会でご審議いただきたいと考えております。

それでは、次に基本構想の内容について、ご報告のほうをさせていただきます。前回、10月の教育委員会定例会で頂きましたご意見につきまして、事務局にて検討し、反映させていただきました内容が、本日お配りしております資料

の冊子でございます。こちらの 8 ページをご覧ください。前回との変更点でございますが、5つの柱立てのうち、項番2、家庭の教育力向上につきまして、方向性 5、「家庭の教育力向上のための普及・啓発」の内容につきまして、地域の活動に参画することに対する表現が強く、参加できない方に対する配慮が必要だというご意見を頂いた中で、修正をさせていただきました。こちら、内容について読み上げさせていただきます。「方向性 5、『家庭の教育力向上のための普及・啓発』、地域における支え合いの機能が弱まる中、家庭の社会と関わる力の向上には積極的に地域の活動に参画することが有効です。子供の学びと育ちを支える地域の活動や子育てに関する情報を提供し、社会全体で家庭の教育力向上を支援します」。頂きましたご意見に対する変更についての報告については、以上でございます。

今後の基本構想におけるスケジュールにつきましては、先ほどの説明と重複する部分がございますが、11月30日の市議会で本日お配りさせていただいております資料、こちらですね、A4の1枚、こちらの資料とこの冊子に基づいて、計画の概要、計画の体系、基本構想の概略について、丁寧な説明を行わせていただきたいと思いますと思っております。市議会のほうで報告した後、次回、12月15日の教育委員会で議案としてご審議いただく予定となっております。実行計画につきましては、基本構想の議決後に策定を進めさせていただきます。2月の教育委員会でご審議いただく予定となっております。実行計画については、3月の市議会で全ての議員に配布したいと考えております。私からの説明は以上になります。

(坂田教育長)

はい。ありがとうございます。今、副参事から説明があったように、このようなかたちで、11月30日の市議会の全員協議会で説明をさせていただいて、そこでご意見が出るかもしれません。ただ、やはりこれは行政計画ですので、私どもがしっかりと主体となって策定をしていくものであらうと私は理解しております。ご意見を頂戴し、それを十分検討することも必要でございますけれども、大きな柱を変更するということはないとご理解いただければと思っております。文言修正等に入る可能性があるかもしれません。

例えばなんですが、今、副参事から説明があった 8 ページをご覧ください。方向性 4 と方向性 5 の文末が同一になってしまっております。これは何かという、方向性 5 を前回の教育委員会定例会でご指摘を頂いて、修正を掛けた結果、ちょっとほかとの整合を図れなかった結果なんです。本来ならば、ここを修正した方向性、この文末を修正した上で今日掛ければよかったですけれども、例えば、こういうような細かな点が、もしかしましたら、ご指摘を受けな

がら、また事務局でもちやんともう一回見直す中で、修正が掛かる可能性があるということをご理解いただければと思います。

何か大きなところでご質問を頂くことができれば、もう文言修正はちょっと、柱を変えていくことはちょっともう時間がございませんので、そうではなくて、大きなご意見、ご感想でも結構ですが、いかがでしょうか。何回か、これは目を通していただいていますので、よろしいでしょうか。はい。では、このようなかたちで、11月30日には、市議会の全員協議会で説明をしてまいりたいと思います。今後の流れは、副参事、どうなるでしょうか。もう一度説明してください。

(佐藤教育総務課副参事)

はい。今後の流れにつきましては、11月30日に市議会で全員協議会で説明した後、12月15日、次回の教育委員会の定例会でご審議いただき、議決を諮る予定となっております。その議決をもって、次に具体的な施策を設定いたします。実行計画につきましては、策定を進めさせていただきます。2月の教育委員会の定例会で、実行計画についてはご報告させていただきます。3月の市議会で各全ての議員さんに実行計画のほうを配布させていただきたいと思っております。なお、実行計画につきましては、期間を3年間とするものでございまして、毎年度、見直しを図って、ローリングを図っていくといったようなかたちとなっております。以上でございます。

(坂田教育長)

はい。というスケジュールで、年度内に策定し、教育委員会で報告、市議会でも報告というかたちになりますので、よろしく願いいたします。

では、日程第5、報告事項2、学校事務の共同実施について、これは参事からお願いします。

(栗林教育部参事)

それでは、お手元の資料でナンバー2をご覧いただきながら、お話をお聞きください。本市では、昨年度から東京都が推進している学校事務の共同実施に取り組んでおります。昨年度、今年度と取り組んでまいりました試行を経まして、いよいよ平成29年度から、市内の西側の7校について共同実施を本格実施することと致します。それに合わせまして、あらためて学校事務の共同実施について簡単にご説明を申し上げたいと思います。

共同実施とは、各学校に1名ずつ配置してございます都の事務職員の配置を見直し、拠点となる学校に集中的に配置していこうとするものであります。本市で申しますならば、14校を7校ずつに分け、そこに4名の事務職員を配置し、

おのおのの学校には、都からの非常勤職員のシフトを配置して、週 4 日での勤務をするということになります。こちらの図にあるとおりでございます。この制度には、まず副校長の業務軽減というメリットもございます。仮に事務の仕事全体を 10 としますと、そのうちの 4 とか 5 は共同事務室が行うこととなります。残りの 5 とか 6 について、各学校に配置した非常勤の職員が行うこととなりますので、当然、これまでに比べれば、業務量は軽減されますので、その分、副校長の業務の補助を行うことができる。

また、事務職員の能力の向上にも意義があるんじゃないかと思います。つまり、グループを形成する学校は、仕事の仕方等についての共通理解が必要になりますので、これまで学校ごとに個別に考え、判断していたような案件についても、最も適当と思われる方法で体制を取ることになります。そして、互いに見合うことで、かつて本市の中で発生したような会計事故についても未然に防ぐことが狙いとなっております。

さて、今後のスケジュールについて、簡単に説明します。今申しましたように、平成 27 年度、四中に共同事務室を開設して、三小、四小、六小の 4 校体制での試行を開始しました。昨年度は、実際には夏休み中に工事を行ったため、2 学期以降での試行となりまして、交換便の必要性やパソコンの問題等、さまざまな課題を確認して、試行を終えたわけでありまして、今年度、試行 2 年目となり、前年度の課題を確認して対応する体制を整えました上での 4 校体制の試行を実施しましたので、課題を把握した上での取り組みであり、順調に試行が行われたものというふうに考えています。これらを経まして、来年度、この 4 校に芝山小学校、第七小学校、第二中学校を加えた 7 校で、いよいよ共同実施を開始していく予定でございます。さらに、平成 30 年度になりますが、東側の 7 校についての共同実施の試行に向けた準備を取り組んで、取り組みを進めてまいります。そのための準備も平成 29 年度から進めてまいりる考えであります。このように共同実施を進めまして、平成 31 年度には、全 14 校が共同実施を行える体制を整えてまいりたいと思います。課題としましては、まだまだ統一し切れてない学校徴収金事務の標準化がございます。共同実施を進めていく中で、標準化も確立してまいりる考えでございます。以上でございます。

(坂田教育長)

ありがとうございました。ご質問等ございますか。

(宮川教育長職務代理者)

はい。

(坂田教育長)

はい。

(宮川教育長職務代理者)

お話のように、会計事故の防止というか、これは極めて有効なのかなというふうに推測しています。また、効果的、効率的な予算執行っていうのかな。そういうところで、外から見える会計処理ができるようになるのかなって期待はしています。ただ、一方で、これをすることによって、東京都とか、あるいはこの自治体において、いわゆる予算執行というか、何だろう、人とか、予算とか、こういうので、どういうメリットがあるのかなと。いわゆる、これで人は少なくなるわけですね。そうすると、人件費が、簡単な言葉を使えば、浮くわけですね。その辺りで、どれだけこういう共同事務をすることによって、そういった財政的な部分での貢献度っていうのは、どれぐらいになるのかなっていうのは関心があるんですけど、もし分かる、情報としてあれば、教えてください。

(坂田教育長)

いかがですか、参事。

(栗林教育部参事)

はい。これにつきましては、東京都の事務職員についての話です。そして、そこに東京都の専務的非常勤も配置をしようということですので、実際、これを進めたところで、私どもに直接的なメリットがあるかということ、特にあるわけではないです。

(宮川教育長職務代理者)

財政的な部分でね。お金の面でね。業務執行上では、どうなんですか。メリットはあるんですか。

(栗林教育部参事)

ええ。これは大変大きいものというふうに考えています。まず、先ほど申しましたように、共同事務室で7校について集中管理をするので、漏れが少なくなるということ、当然、進行管理もしますので、遅れてしまうということもなくなってくるということ、現実的には、なかなか、各学校ごとのシステムでやっているところもあって、ちょっと進度に差があったりとかってこれまでであったんですけども、そういったところがまず改善されるということ、で、

東京都が申しておりますのは、先ほどメリットの 1 つ目に挙げた副校長の業務軽減で、専務的非常勤の職員が、例えば、学校便りの印刷であるとか、書類の仕分けであるとか、そういうことを担当することによって、副校長が本来の副校長職としての業務に専心できるということは、非常に大きなメリットなんじゃないかというふうに思っています。

(宮川教育長職務代理者)

ありがとうございます。よろしいですか。

副校長のなり手がという話を聞いていますので、ぜひこういうことによって手を挙げる方が増えるといいなと思うのと、やっぱりどこの業種においても、予算執行っていうのは場当たりのなところがあって、それが会計事故につながったりしていると思うんですね。そういう点で、こういう組織的な予算執行体制が取れば、より効率的で、適正な予算執行ができるようになるのかなと思っているんですけど、その辺りは間違いない進歩ということになりますよね。

(栗林教育部参事)

はい。実は、本年度の試行において、各学校の専務的非常勤の職員を月例で集めて、そこで進行管理をするという会議体を持っています。その場で月ごとにやったことというのを実は今、ペーパーに起こしてしまして、それをまとめるとマニュアルができるようなかたちになっています。そんなものを共有しながら、やってまいりたいと思います。

(宮川教育長職務代理者)

はい。ありがとうございます。

(坂田教育長)

はい。ほかはいかがでしょうか。じゃ、私からも 1 点、今、仕組みなりをご質問されて、参事が答えられたとおり、これはやはり学校の多忙化解消の一番大きな一つの方策であろうと思うんですけども、私、共同事務室がやるべきこと、非常勤職員がやるべきこと、市事務がやるべきこと、これ、今までは校長がマネジメントしていたわけですよ。うちにはガイドラインっていうのは今まであったんですか。

(栗林教育部参事)

正式なものではありませんが、それに近いものがありましたけれども、かなり大きくりなものでしたので。

(坂田教育長)

そうでしたね。

(栗林教育部参事)

ええ。実効性はどうかかなというふうに評価しています。

(坂田教育長)

今回、私、とてもいいチャンスだと思うのは、もう一回業務整理をして、どのポジションが何を担うのかというのを明確にしたほうがいいと思っているんです。ガイドラインを今後、作成していく、何か、意思はあるんですか。

(栗林教育部参事)

はい。実は、平成 29 年度の 7 校実施に向けた 3 校に新しい専務的非常勤が入りますので、その者たちが困らないようにするためのマニュアルを今、作って、それがいずれ、14 校のマニュアルのたたき台になるのかなというふうに思っています。その中には、それぞれの者が担当する仕事について書かれています。

(坂田教育長)

ある意味では、ガイドラインを包括したマニュアルになるわけですね。

(栗林教育部参事)

そうです。

(坂田教育長)

分かりました。よろしいですか。はい。では、このこともまた、ぜひ効果検証をしていただき、またご報告をお願いします。

では、日程第 6、報告 3、平成 29 年度の教育課程編成の基準「新規等概略」について、お願いします。統括指導主事。

(小熊統括指導主事)

はい。それでは、お手元の資料の 3 をご覧いただきたいというふうに思います。平成 29 年度の清瀬市立小中学校の教育課程の基準について、現在、作成中でございますが、この方針を今回、お示しさせていただきます。それに当たりますは、第 2 次清瀬市教育総合計画マスタープラン基本構想、そして、新学習指導要領の動向を踏まえて、今回、方針を定めております。なお、ここに記

載されている以外は、平成 28 年度を踏襲するものとします。それでは、2 以下をご説明します。

先ほども、宮川職務代理からも話がございましたが、教科道德のことです。位置付けは、道德の時間と同様としますが、それ以外は、道德科として実施します。引き続き、考え、議論する授業への質的転換を踏まえた内容に収斂^{しゅうれん}させていきます。なお、道德科としての評価は、全面実施となる小学校は平成 30 年度から、中学校は平成 31 年度からとします。

次に、特別支援教室を置く学校の教育課程届出様式は、現在、固定学級のように別枠はせず、現行の様式に追加事項を設けて対応をしております。特別支援教室につきましては、この後、原川指導主事のほうから説明しますので、ここでは割愛いたします。

特色ある教育課程については、引き続き、一層の推進を図らせてまいります。2つの重点を設けました。一つは、休業日を変更する場合の妥当性への追求です。休業日や学期を変更する場合は、あくまで児童生徒への生きる力をはぐくむ観点から可能というふうに致します。もう一つは、クラブ活動の弾力化です。ご存じのとおり、学習指導要領では、クラブ活動の意義、計画、実施については触れておりますが、回数については触れておりません。そこで、本市の場合は、45分単位で20回、60分単位で15回という基準を設けてきましたが、特色ある教育課程を推進する上で、必要があるならば、クラブ活動の回数を弾力化できるというものです。もちろん、現行の学習指導要領でクラブ活動は実施ですので、当然、その目標、内容が担保されるということになります。

次に、小学校英語教育移行措置に関することです。平成 32 年度から第 5 学年教科としての外国語科、第 3～4 学年では、外国語活動が完全実施となります。先行実施は平成 30 年度からするとなっておりますが、現段階では、文部科学省は、その移行措置を示しておりません。しかしながら、次の資料にございますが、資料指の 1 の表のとおり、平成 29 年度、第 3 学年が平成 32 年度に第 6 学年を迎えるため、平成 29 年度から、少なくとも、第 3 学年から外国語活動を開始しておかないと、彼らが第 6 学年になったとき、教科外国語がスムーズに実施できないと考え、平成 29 年度を下限として、外国語活動実態時間をやってもらうことにしました。なお、平成 30 年度以降は、その資料指の 1 の表にあるとおり、段階的に外国語活動、そして教科外国語の授業を行っていく必要があることを指摘しています。しかし、現段階では、あくまでも例であり、表の裏面にあります課題 1、2、3 があるため、一筋縄には参りません。この 1 年間かけて、教育委員会と学校が連携して課題解決に当たる必要があると考えています。6 は割愛いたします。

裏面の7をご覧ください。オリンピック、パラリンピック競技についてです。これは、今年度の教育課程編成の基準には載せられなかった案件でしたが、来年度は、どの学年も、プリントにありますとおり、4つのテーマと4つのアクションをバランスよく実施し、年間35単位時間を行うものであります。8、9、10は割愛します。11、補助資料、教科の年間指導計画について、および、つきましては、資料の指の2をご覧ください。今回、この部分を強化いたしますのは、東村山市立中学校で発覚した保健体育、保健分野の未履修問題が発端となっております。この機会に、未履修問題が生じやすい教科の内容や指導時期の問題について、確認と見直しを図り、適正な教育課程を確実に実施していこうとするものです。また、今年度まで、本市の問題として、校外学習における安易な教科等への振り替えがあり、それを是正するための対応を求めたものであります。以上で説明を終わります。

(坂田教育長)

はい。ありがとうございます。非常に重要な問題なんですけれども、本来ならば、時間をもう少し取っていくようにしたほうがいいかなと考えますが、ご質問、ご意見があればお受けしますが、いかがでしょうか。

(宮川教育長職務代理者)

1点だけ。

(坂田教育長)

はい。お願いします。

(宮川教育長職務代理者)

回答はなくていいです。中学校の、今、保健体育のいわゆる未履修といっているのかな。その問題のお話がありましたので、それもきちんと手当てをしていくということによろしいと思う。ただ、中学校の保健体育については、男女別学なのか、共学なのか、指導要領ではどうなっているのかということや学校の先生方が十分に押さえていらっしゃるかどうかも含めて、もう一度おさらいしておいていただいたほうがよろしいかなと思います。以上です。

(坂田教育長)

はい。じゃ、そこは確認をよろしくお願いします。もう一点、私も、意見としてこれを申し述べさせていただきますけれども、これは本市の教育課程の問題ではありません。英語教育の問題です。私は、やはりこれはちょっと文部科

学省の考え方がやはり明確に示してもらいたいなというふうに考えているのが、やはり教育課程の、時間割編成を含めて、教育課程の内容の問題です。やはり今、統括指導主事からのお話があったように、ここに今、時間割がパンパンなわけですね。そういう中で、時数を増やしていこうというような考え方。いわゆる帯で、「10分ずつ帯でやってもいいですよ」といっている言い方をしていますし、「各校で、各自治体で工夫をしてごらんください」というようなお話なんですけれども、非常にここは今、現場としては苦しい状況になっている。ここはまず第1点です。

もう一つは、やはり指導体制の問題ですね。やはり小学校5～6年生から教科化するとすれば、これはもう、今までやはりこのスキルが小学校の担任にはありませんから、どうしてもALTの配置というのは、私は必須であろうというふうに思っています。3年生、4年生は、私は英語活動である限りは、JETというのか、市民の方々の力を借りるっていうレベルでいいとは思いますが、5、6年生になってしまうと、やはりここはどうしても必要になってくる。文部科学省は、「ALTの予算については、各自治体に下ろしていますよ」と言っています。地方財政措置、それでやっていますけれども、なかなか実態として、英語のALTまでお金が、予算が回ってこないというようなところもあります。本来であれば、私は、これは専科制であろうというふうに考えています。専科というシステムを作った上で進めていかないと、これが、私は非常に形骸化をしていくのではないかなということを非常に恐れています。これは私の意見として、記録に残していただければと思います。

あと、ごめんなさい。統括指導主事、教育課程の説明会はいつになりますでしょうか。もしも可能であれば、委員の方々にも聞いていただくということもありかなと思いますので、日程だけ教えてください。

(小熊統括指導主事)

はい。12月8日、木曜日となっております。時間については現在、検討中ですが、予定では2時からを今、計画しているところです。

(坂田教育長)

はい。ここでは体系的な説明が行われると思いますので、もしも時間があるようでしたら、ご出席いただいても構わないですね。はい。ということでございます。あと、よろしいでしょうか。

では、日程第7、報告事項4、平成28年度月例のいじめ報告10月分についてということで、統括指導主事からお願いします。

(小熊統括指導主事)

はい。それでは、本日配布となっております資料のナンバー4をご覧くださいというふうに思います。なお、これまで行ってきた同様の月例長期欠席調査報告については、学期ごとの集計に改めさせていただきます。理由は、この処理のための時間が膨大となっており、他の業務への支障が出ているということ、また、指導主事等の勤務の適正化を図るため、何卒ご理解をたまわるようお願いいたします。

それでは、小学校のからです。小学校は、いじめの初認定がありませんでした。8月、9月の時点であった一定解消継続支援中5件が、10月になり、1件が解消、残り4件が引き続き一定解消継続支援中です。同様に、8月、9月の時点であった取組み中2件は、10月も引き続き取組み中になります。裏面のほうをご覧ください。中学校の初認定がありませんでした。8月、9月の時点であった取組み中2件は、1つは、一定解消継続支援中になりました。もう一件は、引き続き、取組み中となっています。以上で、いじめ月例10月分の報告を終わりにいたします。

(坂田教育長)

はい。ご質問等ございますでしょうか。長期欠席の報告は、学期ごとということでご理解いただきたいというような、事務局から説明がありました。この件についてはよろしいですか。はい。

じゃ、これもちょっと私の意見として聞いてください。長期欠席報告は、学期ごとでも私は構わないと思うんですけども、取組みはきちっとやっていただきたいと。取組みはですね。で、不登校の取組みってというのは、解消ってというのは非常に難しいんですが、これも先ほどちょっとご説明しました、第五中学校で、応用行動分析の手法を用いて、不登校の研究を行っています。明治学院大学の小野昌彦先生のスーパーバイズでこれに取り組んでいるということです。校長からの報告によると、一定程度の成果が見込めそうであるというお話です。ぜひ一度、これは事務局にお願いしたいんですが、全員協議会で小池校長を招いて、不登校への取組みのご説明をしていただけるように手はずを整えてもらえませんか。私からの、これは意見なんですが、委員の皆様方、いかがでしょうか。職務代理、どうでしょうか。

(宮川教育長職務代理者)

はい。統括からのお話の学期ごと、それで私もよろしいと思っています。このいじめ調査についても、やっぱりことわざとして使うのは適切かどうかあれですけど、よく「角を矯めて牛を殺す」ということわざがありますけど、そ

うならないのかなっていうことはいつも懸念していましたので、そういう方向でよろしいのかなと思います。2つ目の五中での取り組みについて、ここでお聞きするっていうのも、これも私は大変よろしいかなと思います。はい。

(坂田教育長)

ほかの委員の皆様方、五中の取り組みについて、われわれがやっぱり理解をしておく必要があると思うんです。で、やはりそこで効果があるとすれば、水平展開をしていくという施策、戦略が必要だと思うんですが、このご提案についてはよろしいでしょうか。

(宮川教育長職務代理)

昨年もここで話題にしてきたことだと思うんですけども、この不登校の実態の詳細を把握していくというのが大事なことは大事なんですけども、それ以上に、どういう取り組みをするのか。かつて、東大和市における取り組みとか、こういう場でもちょっと参考になるんじゃないかなっていうふうにお話をさせていただきましたけど、例えば、そういうことについて、その後、何か、教育委員会事務局として、何か行動を起こされたのかどうか、あるいは、取るに足らないということで、あまりそういうことについては意識されなかったのかどうかというのは、また別の機会がいいですから。

(坂田教育長)

はい。教育委員会としてどういう取り組みを行ってきたのかというところも整理をしておいていただいて、今度、全員協議会で五中の校長が来たときに、併せて報告をしていただければと思います。このことについて、よろしいでしょうか。

(植松委員)

ちょっといいですか。

(坂田教育長) はい。どうぞ、植松委員。

(植松委員)

いじめのことで、震災でお金、原発のほうでお金をもらって、横浜のほうに転居してきたっていう子が、一斉に、「お前、幾らもらったんだ」というふうなことで、小学生なんですけれども、一斉にいじめを受けて、不登校になったんですね。というふうなことが、今、横浜のほうで大きな問題になっているんで

す。で、すごく心配だったんです。私、横浜市全体が緩んでいるっていう感じがして、教育がすごく緩んでいるし、何か、全体に市の動きがおかしいっていう感じを私は感じていたんですけれども、そういう中で、ついに出てきたかなっていうふうな感じで、学校へ行かなくなったほうがいい、よかったっていうふうな、命を落とさないほうが、行かないっていう選択をして、で、世の中に訴えましたよね、あの子。親も訴えましたよね。で、結局、そこで子供を守ったんだらうなというふうな。子供も自分を守ったんだらうなって。あれ、行き続けていたら、最悪の事態になっていたかもしれない。だから、いじめって、把握、本当はしていたんじゃないかと思うんです。それ、4年生か、5年生くらいからずっと始まっていたんですよね。で、多分、先生の前では言わない。

(坂田教育長)

いや、先生に言っても、信じてもらえなかったって言っていました。

(植松委員)

そう。それ、動かなかったんですよね。でも、それ以外に、きっと、近所とかで、きっと言われていたのかもしれないなっていうふうに思います。あのとき、全国に散らばったんですよね、結構。四国とか、あっちのほうにも行った子がいて、その1人のお母さんが相談に来たことがあるんです。やっぱり「いじめを受けてしまっているんだが」ということをおっしゃっていて、お寺でかくまってくれたっていうふうな話の話をされていましたね。だから、きっと、そういうことが今ごろ、今ごろじゃないけど、今になって噴出し始めているのかなっていうことも私たちは知っていたほうがいいのかもしれないなって。社会的なものですよね。

やっぱり行政の力っていうのかしら。何となく緩んで、緊張感がなくなっているっていうのを横浜のほうで私は感じていて、それで出るべくして出てきているっていう感じがしているので、やっぱりそういう意味では、ここはこういうふうな感じで、結構緊張を持ってやっているんですが、1回、横浜市の教育委員会を1回見てこようかなっていうふうに思ったりしています。すごく緩い感じがどうもするんですね。で、どういうふうにいじめとか、不登校の対策とかを本当にどうやっているのかって、のぞいてこようかなというふうに思っています。

(坂田教育長)

またご報告ください。よろしく申し上げます。はい。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

日程第8に移らせていただきます。報告事項の5、小学校特別支援教室の開設について、これは指導主事からお願いします。

(原川指導主事)

それでは、小学校特別支援教室の開設について、報告させていただきます。特別支援教室とは、これまで情緒障害等、通級指導学級で学習していた子供たちが学ぶ場として、全ての小学校の開設される教室です。情緒障害等、通級指導学級に通級してくる児童の増加への対応、通級することによる児童、保護者の負担の軽減を図る目的として、東京都教育委員会は、都内の全ての小学校に特別支援教室を開設することとしました。本市でも、これを受けて、平成29年度、30年度の2カ年をかけて、市内の全ての小学校に特別支援教室を開設していきます。本市では、他の区市町村での先行実践を参考にして、指導体制の充実や通級合併の見直しなどを行い、本市独自の特別支援教室を開設いたします。まずは、それは全ての特別支援教室に正規の教員を配置するということです。本来、東京都が計画していた特別支援教室は、拠点校に正規の教員を配置し、教員が各学校の特別支援教室を巡回する形を取ってきていました。しかし、本市では、これまで各小学校に開設していた支援ルームの成果を踏まえ、特別支援教室には教員が常駐する形がより望ましいだろうと考えていること、また、都の配置基準を満たされることが想定されますので、清瀬市独自のシステムとして、全ての特別支援教室に専任の教員を配置するという計画を立てているところでございます。裏面に参ります。

清瀬市では、平成29年度に清瀬第八小学校、清瀬第十小学校、清明小学校の3校に特別支援教室を開設いたします。平成30年度に残りの6校に特別支援教室を開設いたします。なお、来年度開設する3校以外の小学校から清瀬第八小学校くぬぎ学級に現在通っている児童については、平成29年度中は引き続き、清瀬第八小学校くぬぎ学級にて通級による指導を受けていただきます。平成30年度からは、それぞれの小学校に特別支援教室が設置されますので、在籍校の特別支援教室での指導を受けることとなります。私からの説明は以上です。

(坂田教育長)

はい。ありがとうございました。ご質問等ございますでしょうか。植松委員、ご感想はどうですか。

(植松委員)

川崎とか、1回、藤沢のほうでも、全小学校に設置しようという話があったり、川崎は随分前にやったことがあるんですね。そのときに私は、川崎市の児童

相談所のほうで仕事をしていて、その話を聞いて、ちょっと見に行ったりとかしていたことがあるんですが、特別支援学級になかなか親が入れたくないっていうふうになって、一人もいないっていうことがあったりとかして、あったんですね、過去に。今はちょっとよく分かりませんが。だから、そういう流れが出てくるかもしれないっていうことも踏まえて、継続していくことになるんだろうなって。子供の数も少なくなりますし、で、特別支援学級っていうふうになると、親のほうに困るんで。それが、通常級の中と支援級とを行ったり来たりっていうふうにするんだと言っても、「どっちのほうに籍を置くんですか」とか、何か、「どっちのほうに時間をいっぱい過ごすんですか」とか、「主要な科目は、どこでやるんですか」とか、結構細かく聞いてきたりしてましたので、その辺りのところもしっかり踏まえていって、そういう問題も絶対出てきますので。でも、支援級に行って、本当に丁寧な指導を受けたほうがいい子供たちは、市内小学校でも、通常級に入っている子たちの中でも、何人かいましたよね。でも、あれは、やっぱり市内小学校の支援級には入りたくないか、親が困ったかどうか分かりませんが、通常級にいましたけれども、あの子なんか、もうちょっと丁寧にしたらいいのになと思ったり、あるいは、通常級にいて、補助の先生が付いてって、支援級の先生が付いたりとかすることも出てくるんでしょかね。支援級は支援級で、ちゃんとセッティングして。それだったら、大丈夫と思いますが、多分、親の説得、説得が少し、もう当たり前で、そんなに差がないとか、「だから、どうのこうのとかじゃないんです」みたいな、「子供が教育を受ける義務、それが大事なんです」って、何もしないで、通常級でお客様にいるよりは、支援級で少しでもたくさん学んだほうが、子供にとっては幸せということの説得できるかどうかなんですよね。そこが始まるんだろうなというふうに思います。

(坂田教育長)

ありがとうございます。本市は〇〇ルームは残すわけですよ。〇〇ルームがあって、今度は支援教室があって、支援学級があって、特別支援学校があるわけですよ。層が4つになるわけです。このクラスターをしっかりとやっておかないと、作っておかないと、重層性をちゃんと明確にしておかないと、非常にあいまいになってくる可能性がある。ほかの自治体は、これは3つのクラスターになるわけですよ。うちは4つあるっていうところは、逆に、非常にニーズには合致するんですけども、逆に言うと、複雑になってくるっていうところがありますから、そこは十分、やはり、ほかのシステムとの整合を図っていただくということが必要になってくるんだなと思う。これは、1点、ちょっと指導主事にお伺いしたいんですけども、これは八小の通級は残すんですか。残

さないんですか。

(原川指導主事)

平成 29 年度に関しては、残します。30 年度からは特別支援教室となります。

(坂田教育長)

分かりました。はい。あと、よろしいですか。稲田委員。

(稲田委員)

「専任の先生が指導します」とか言ったけど、専任は分かるんだけど、専門なんですか。

(坂田教育長)

指導主事。参事でいいですか。

(栗林教育部参事)

全員が専門というわけではないです。これは、現在の通級指導学級も同様です。

(稲田委員)

そしたら、やっぱり専門の先生がいたほうが、指導の仕方っていうのが違ってくと思うんですね。だから、指導方法が確立されているわけじゃないですね、今。

(栗林教育部参事)

そのことについて、一つ申し上げますと、私どもはこの 9 校の小学校を実は 3 つのブロックに分けて考える考え方を持っています。その 3 つのブロックには、必ず専門の者を置くようにしたいと。午前中に授業は各学校で中心にやっていますが、午後の授業については、ちょっと 3 つのブロックの中で乗り入れをしていこうかなということを考えていますので、確かに、東京都全体を考えると、専門の特別支援教室の教員の確保は、現実では難しいです。それで、育成を図りながら、専門性を担保できるようにしていきたいというふうに思っています。

(坂田教育長)

なるほど。これからちょっと運用の仕方も変わってくる可能性もあるという

ことですね。今の午後の時間は、1カ所に集めてってというのは、一つはお考えだ
と思うんです、確かに。面白いやり方をしている。

それでは、時間がありませんので、日程第9に移らせていただきます。第8
回石田波郷俳句大会について、生涯学習スポーツ課長から。

(山下生涯学習スポーツ課長)

はい。今年8回目を迎えました石田波郷俳句大会、当日、宮川職務代理には
おいでいただきありがとうございました。8回目を迎えて、この大会がかなり認
知されているということでございます。中学生の応募数も増えて、全体では、1
万1,822件と、昨年よりも多くなりました。これも、市民の実行委員が学校の中
で出前俳句授業というものを行っている大きな成果だと私どもは考えており
ます。この活動が、実際には、底上げを図っているというのがございますので、
今後も回数を重ねるということについて、実行委員も9回、10回とやっていき
たいというようなことを今、聞いておりますので、少しでも支援していきたい
というふうに考えております。詳細につきましては、資料のとおりでございます。
以上です。

(坂田教育長)

はい。ご質問、ご意見、いかがでしょうか。よろしいですか。ちなみに、私
は、第八小学校の1年生の女の子が書いた「せんせいの はるのようふく し
んがつき」、これ、特選だったと思うんですけど、素晴らしい句だなと思いま
した。この句を聞いて、教師が襟を正さなければならないといつも思っている。
やっぱり教員というのは、最大の学習環境なんですね。子供は教師の服装を見
て、季節を感じている。すごい句ですね。何か、とても大事にしたいと思っ
ています。他によろしいでしょうか。

では、日程第10、報告事項7、平成29年度成人式記念式典について、生涯学
習スポーツ課長。

(山下生涯学習スポーツ課長)

はい。お手元の資料を見ていただければというふうに思います。来年1月8
日、3連休の真ん中の日曜日になりますけども、11時から開始予定でございま
す。今回の対象者でございますが、平成8年4月2日生まれから9年の4月1
日までの方の新成人が、資料では、約730というかたちでしたけれども、現在、
その発送準備をしている段階では、724名の方にご案内をしたいというふうに思
っています。内訳としては、女性が368人、男性が356人というかたちでござ
います。現在は、発送の準備をしていますけれども、何とか今月中には皆さん

のほうに届くように準備をされております。今回から、今までは封書による御案内状でございましたけれども、はがきという形に変えさせていただくこととなります。教育委員の皆様にも後日ご案内をさせていただきますので、ご出席の方はよろしくお願ひしたいと思ひます。

式典の中身でございますが、1部、2部の構成は従来どおりでございます。2部の部分について、今回はラテン音楽の演奏という形を取りたいと思っております。これもボランティアの参加というかたちでございます。あと、この1部と2部の合間をつなぐというかたちで、いろいろ知恵を絞って、昨年からのビデオの上映というかたちを企画してございます。これも市民ボランティアのお力による、また映像の部分でございますけれども、今日、その部分を皆様のほうに見ていただきたいというかたちで、まだ完璧な状態ではございませんけれども、ある程度出来上がっておりますので、ひとまず上映をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。また、当日でございます。運営につきましては、教育委員会一丸となって進めていかなければならないというふうに私ども考えておりますので、今日ご出席の職員の皆様のご協力をよろしくお願ひしたいということです。以上でございます。

(坂田教育長)

はい。ありがとうございます。

それでは、日程第11、その他、今後の日程について、教育総務課長お願ひします。

(粕谷教育総務課長)

はい。日程第11、その他、今後の日程についてご報告申し上げます。11月13日日曜日、20日日曜日、予備日として23日水曜日に第35回清瀬市少年・少女サッカー大会が内山運動公園サッカー場で開催されます。11月19日土曜日から11月27日日曜日には第32回清瀬美術家展が郷土博物館で開催されます。11月20日日曜日には、きよせ食育展・農業まつりがコミュニティプラザひまわりで開催されます。こちらにつきましては、給食の試食ができるコーナーを設ける予定でございます。次回の定例会は12月15日木曜日15時30分からアミュー講座室1で開催いたします。以上です。

(坂田教育長)

この件につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

それでは、これをもちまして平成28年第13回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございます。

閉会 午前 11 時 32 分
平成 28 年 11 月 18 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 稲田 瑞穂